

資 料

資料

1 用語解説(50 音順)(本文中に*をつけた用語の解説)

用語	解説	P
育児・介護休業法	<p>正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児または家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のため、平成4(1992)年に「育児休業法」として施行され、平成7(1995)年に「育児・介護休業法」に改正された。</p> <p>育児休業は、満1歳未満の子どもの養育をする男女の労働者が雇用関係を継続したまま一定期間休業することができる。平成16(2004)年の改正では育児休業期間の延長(子どもが1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には1歳6ヶ月に達するまで延長)が、平成21(2009)年の改正では3歳までの子どもを持つ労働者についての短時間勤務制度(1日6時間)の導入や配偶者が専業主婦(夫)である場合の除外規定の廃止などが盛り込まれた。</p>	18
イクメン	子育てする男性(メンズ)の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばかりない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を表す。実際には、育児に積極的に参加できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれる。	21 44
M字カーブ	女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を折れ線グラフに表すと、アルファベットの「M」の文字を描くことを表す語。20歳代及び40歳代の労働力が高く、「M」の二つの山になり、出産・育児期である30歳代に低く底を描く。結婚・出産で退職し、子育て後に再就職する女性が多いことを表している。	18
学校へ行こう週間	学校開放を実施することにより、開かれた学校づくりを一層推進するとともに、保護者や地域の人々の学校教育に対する理解と関心を深め、幼児児童生徒を県民・市民全体で育していく取り組み。	51
キャリア教育	子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための視点に立って日々の教育活動を開すること。	15 42
子育てサポーター	子育てやしつけに関する悩みを持つ親の相談に、自らの子育て経験などを生かしながら、きめ細やかなアドバイスを行う人材のこと。	44 50
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	32 47

用語	解説	P
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」といったように役割が定められているという考え方であり、男女が分かち合うべき育児や介護、家事などの役割を女性にのみ期待することをいう。こうした考え方は、女性の能力開発や社会参画を阻む要因となっている。	4 12 15 27 41 45
女子差別撤廃条約	正式名は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざし、昭和 54(1979)年 12 月に第 34 回国連総会で採択された。 日本は昭和 55(1980)年 7 月に署名し、国籍法や戸籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、昭和 60(1985)年 6 月に批准した。	49
セクシュアル・ハラスメント sexual harassment	相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する対応により、仕事をする上で、不利益を与えたり、それを繰り返すことにより、就業環境を著しく悪化させること。」とされている。	34 35 36
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	32 37 47
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。	2 7 9 12 14 他
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会を形成するための基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を示した法律。 男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的として、平成 11(1999)年 6 月 23 日に公布、施行された。	2 10 37
男女雇用機会均等法	募集・採用から定年・退職まで、男女の均等な機会及び待遇の確保を目的とし、働く女性が性別により差別されることなくかつ母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営めるようにすることを基本理念として、昭和 60(1985)年に制定された。 平成 9(1997)年の改正では採用・昇進・教育訓練等での差別の禁止規定、セクシュアル・ハラスメント防止が、平成 18(2006)年の改正では、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の義務化が盛り込まれ、平成 19(2007)年 4 月に施行された。	18

用語	解説	P
地域包括支援センター	地域の高齢者の保健医療向上と福祉増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置される施設。主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士が必ず配置され、介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。平成2(1990)年に設置された在宅介護支援センターの機能を充実させるために、平成18(2006)年4月に改正・施行された介護保険法に基づいて創設された。	42 47 48
DV(ドメスティック・バイオレンス) domestic violence	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(交友の制限など)も含まれる。こうした暴力は、家庭内の問題とされ表面化しにくい傾向があり、人権侵害としても社会問題となっている。	34 48 51
パートナーシップ	本来は提携、協力関係を意味している。 このプランでは、互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係を意味している。 まちづくりにおいては、市民と行政が互いに自立し、互いの主体性を尊重し、かつ相互作用による創造的な効果を発揮していく関係といえる。	2 3 54
ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助をしてほしい人と援助したい人が、お互いに会員になって助け合うシステム(会員組織)。	44
ポジティブ・アクション positive action (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。	11 14 18 20 43 50
母子・父子自立支援員	母子家庭や父子家庭の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う相談員。	34 48
メディア・リテラシー media literacy	新聞、雑誌、広告、テレビなどのほか、新たな情報伝達手段であるインターネットも含めた、メディアからの情報を主体的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。情報を創造し発信する能力も含まれる。	42
ライフステージ	人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階。	12 21 32 47
労働力率	満15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。	18 20
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	年齢や性別にかかわりなく誰もが、仕事や家庭生活、地域活動、自己啓発など、様々な活動をライフステージに応じて、自らの希望するバランスで行うことのできる状態のこと。このことにより、多様性を尊重し、仕事と生活が好循環を生み、活力ある社会が形成されると考えられる。	3 4 7 9 11 21 44 50

2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の

形成を阻害する要因となるおそれがあることいかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済のために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進について行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

3 広島県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日条例第 42 号

改正 平成 17 年 7 月 6 日条例第 37 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 7 条—第 13 条)

第 3 章 広島県男女共同参画審議会(第 14 条・第 15 条)

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に對して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

一部改正〔平成17年条例37号〕

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第 12 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第 13 条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力をを行うように努めるものとする。

一部改正〔平成 17 年条例 37 号〕

第 3 章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第 14 条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 基本計画に関し、第 7 条第 3 項に規定する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第 15 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 6 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 廿日市市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 廿日市市の男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行うため、廿日市市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織するものとし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならないものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体から選出された者

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、自治振興部人権・男女共同推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

廿日市市男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期 平成 26 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日

氏 名	所 属・役 職 等	備 考
石井 加代子	エソール広島大学修了生	
市里 尚弘	廿日市人権擁護委員協議会副会長	会長職務代理者
植田 喜久子	日本赤十字広島看護大学学部長	
大野 宣江	エソール広島大学修了生	
久保 忠	廿日市市校長会中学校代表	
佐藤 緑	株式会社ハーストーリィプラス代表取締役	
高橋 正	廿日市市町内会連合会理事	
土田 晋	廿日市市PTA連合会理事	
東海 右佐衛門直柄	中国新聞社論説委員	
西本 浩司	廿日市商工会議所青年部長	
抜口 朋宏	デリカウイング株式会社管理本部総務部課長	
濱本 まき子	国際ソロプチミストいつくしま会長	
前田 幸子	廿日市市女性連合会会長	
村上 香乃	弁護士(緒方・藤川法律事務所)	
山川 肖美	広島修道大学副学長	会長

(五十音順)

委員 15 人(女性8人、男性7人 構成比 5.3:4.7)

5 廿日市市男女共同参画推進本部会設置要綱

(設置)

第1条 廿日市市の男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、廿日市市男女共同参画推進本部会(以下「本部会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(所掌事務)

第3条 本部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び当該計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査、企画及び総合調整に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本部会は、副市長、教育長、廿日市市部設置条例(昭和63年条例第5号)第1条に規定する部の長、消防長、教育部長、水道局長及びその他市長が認める者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部会に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は自治振興部長をもって充てる。

3 本部長は、本部会を代表し、会務を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部会の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 第3条の所掌事務の具体的な事項を協議、調整するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、廿日市市決裁規程(昭和63年4月1日訓令第4号)第2条第13号に規定する幹事課長をもって組織する。

3 幹事会は、自治振興部人権・男女共同推進課長が主宰する。

(策定ワーキング)

第8条 第3条の所掌事務のうち、基本計画策定に関する事項を調査研究するため、策定ワーキングを置く。

2 策定ワーキングは、市民代表及び職員で組織する。

3 策定ワーキングは、自治振興部人権・男女共同推進課長が主宰する。

(庶務)

第9条 本部会、幹事会及び策定ワーキングの庶務は、自治振興部人権・男女共同推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、本部長が本部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

廿日市市男女共同参画推進本部会委員名簿

平成26年度

職　　名	氏　　名	備　　考
副　市　長	堀　野　和　則	本部長
教　育　長	奥　典　道	
総　務　部　長	西　村　元　伸	
分　權　政　策　部　長	大　島　博　之	
自　治　振　興　部　長	大　明　地　稔　和	副本部長
環　境　産　業　部　長	隅　田　誠	
環　境　担　当　部　長	河　崎　浩　仁	
福　祉　保　健　部　長	田　村　哲	
建　設　部　長	阿　式　邦　弘	
教　育　部　長	池　本　光　夫	
水　道　局　長	細　川　進	
消　防　部　長	山　口　幸　正	

第2次廿日市市男女共同参画プラン策定ワーキング委員名簿

氏 名	所 属 等
岩 藤 綾 子	市 民
桜 井 美 穂 子	市 民
重 田 征 子	市 民
林 三 枝 子	市 民
山 崎 麻 里	市 民
山 本 幸 子	市 民
宥 免 達 憲	市 民
吉 岡 真 理	市 民
吉 本 卓 生	市 民
佐 々 木 正 臣	総務部 人事課
重 森 智 貴	自治振興部 地域政策課
宮 川 佑 介	自治振興部 協働推進課
末 弘 智 靖	環境産業部 商工労政課
山 岡 和 美	福祉保健部 健康推進課
西 田 昭 子	福祉保健部 高齢介護課
上 田 麻 紀	福祉保健部 児童課
野 田 葉 子	教育部 教育指導課
苅 田 敬 子	教育部 生涯学習課

6 第2次廿日市市男女共同参画プラン策定の経緯

		取り組み	策定ワーキング	推進本部会 (廿日市市男女共同参画 推進本部会)	懇話会 (廿日市市男女共同参画 推進懇話会)
平成 25 年度 (2013)	10月	10/15～10/31 市民アンケート実施(対象 3,000人、回収数 1,026人) 10/15～10/31 事業所アンケート実施(対象 100事業所、回収数 37事業 所)			
	11月	11/14～12/2 中学生・高校生 アンケート実施(対象 2,046 人、回収数 1,939人)			
	3月				3/30(第2回) 市民アンケート集計報告、プ ラン作成への流れ報告
平成 26 年度 (2014)	4月			4/1(第1回) 市民アンケート集計報告、 プラン作成への流れ報告	
	6月		6/9(第1回) 「現状と課題」出し 6/30(第2回) 「取り組み」等検討		
	7月		7/18(第3回) 「体系」等検討		
	8月			8/4(第2回) 現状と課題、基本目標、 体系説明	8/29(第1回) 諮問 現状と課題、基本目標、 体系説明
	9月	9/16 市議会総務常任委員会 説明会	9/26(第4回) 「取り組み内容」等検討		
	10月	10/1～10/15 中間案公表、 パブリックコメント実施			
	11月				11/25(第2回) プラン案審議 (実施計画、重点施策、数値 目標等審議)
	1月	1/23 市議会総務常任委員会 所管事務調査		1/5(第3回) プラン案承認	
	2月				2/16(第3回) プラン案 最終確認
	3月	第2次廿日市市男女共同 参画プランの策定			3/17 答申